

『設置者から見た制度の現状と今後』

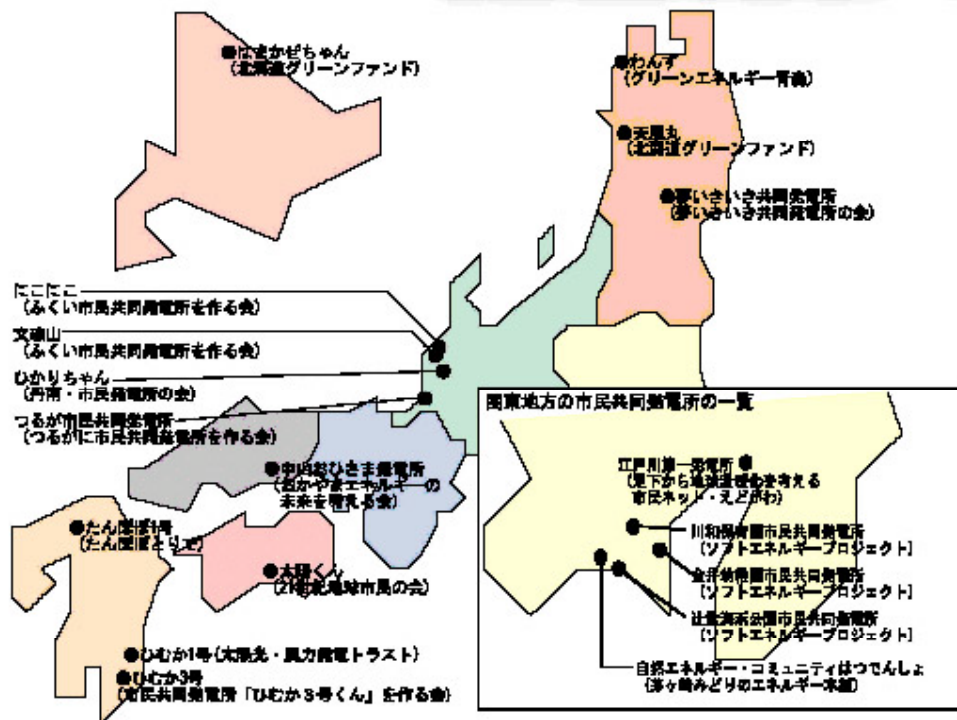
おおさか市民ネットワーク 藤永のぶよ

1) 全国に広がる市民共同発電所

1997年11月に京都で開かれたCOP3の直前、日本で2番目の市民出資による太陽光共同発電所「てんとうむし1号」が滋賀県石部に誕生した。一人20万円の出資金の行方よりも、市民が温暖化防止行動に立ち上がることに大きな意義があった。しかし、決して得はしないこの運動は不思議な魅力を秘めているのか、出資方式・ファウンド方式等多様な方式を編み出しながら全国各地に広がっていった。これまでは消費者として受身にすぎなかった『発電事業』に主体的に参入できることや、温暖化防止という緊急課題に貢献するという主旨が、人を惹きつけるのかもしれない。

2003年9月段階で全国約42ヶ所、2004年12月には約50ヶ所、現在100ヶ所に広がっていると推察される。

市民参加型共同発電所マップ



市民が共同で出資し発電所建設が可能になった背景には、1992年に導入された「電力会社による余剰電力購入メニュー」がある。1994年、原発誘致反対でゆれる宮崎県串間市で、原発の代替案として呼びかけた日本初の市民共同発電所「ひむか1号」である。1999年、市民共同発電所も補助金対象になった。この制度の第1号受給者が「陽だまり1号」である。設備費用がKWあたり80万円、補助金は32万円であった。

2) 市民出資型共同発電所：大阪の「陽だまり1号」と「おひさま発電所」

おひさま岡町発電所の場合

設置場所 大阪府豊中市「おひさま岡町保育所」

設立： 2001年5月19日

発電容量：3.6kW

設備費用：315万円

補助金額：54万円

出資者数：25名(一口10万円：30口)

計画発電量：約4000kWh/年

事業概要

発電量 3759kWh

(一口125kWh)

売電額 71,584円

125kWh × 18.7円 = 2,400円

基金による原価補償(市民版アーンベール)

(但し、基金の範疇でしか実行できない)

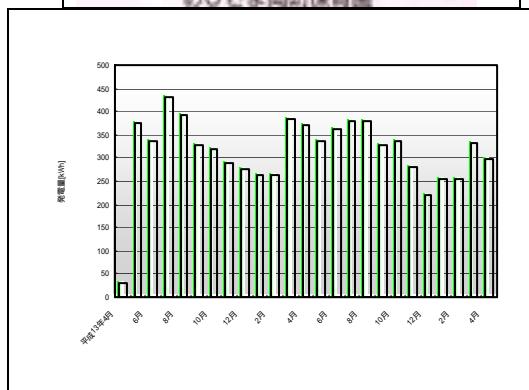
発電原価 1kWhあたり40円

原価補償金額 40円 - 18.7円 = 21.3円

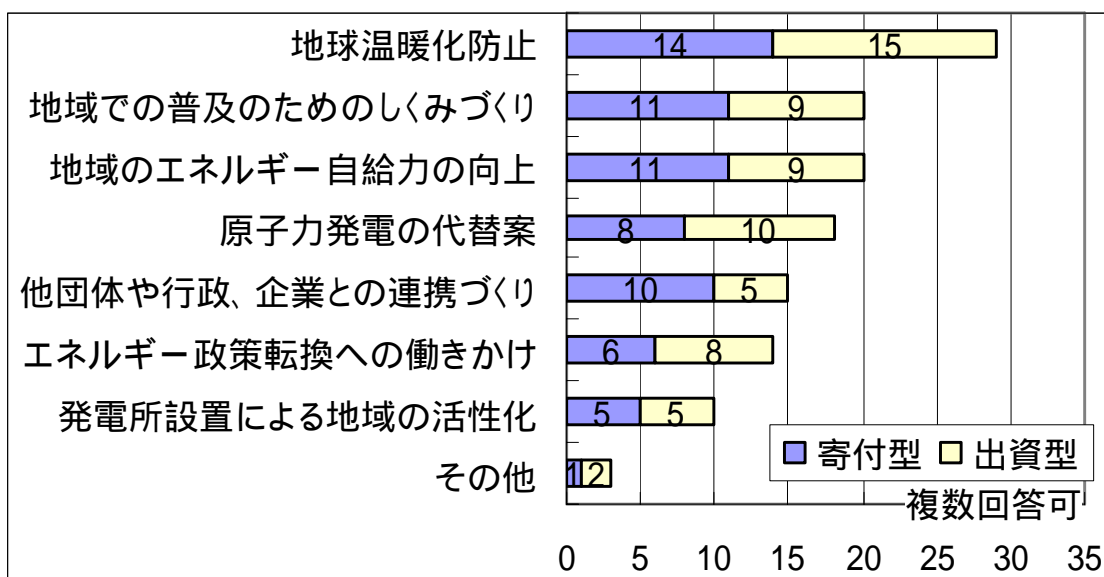
125kWh × 21.3円 = 2,600円

(端数調整)

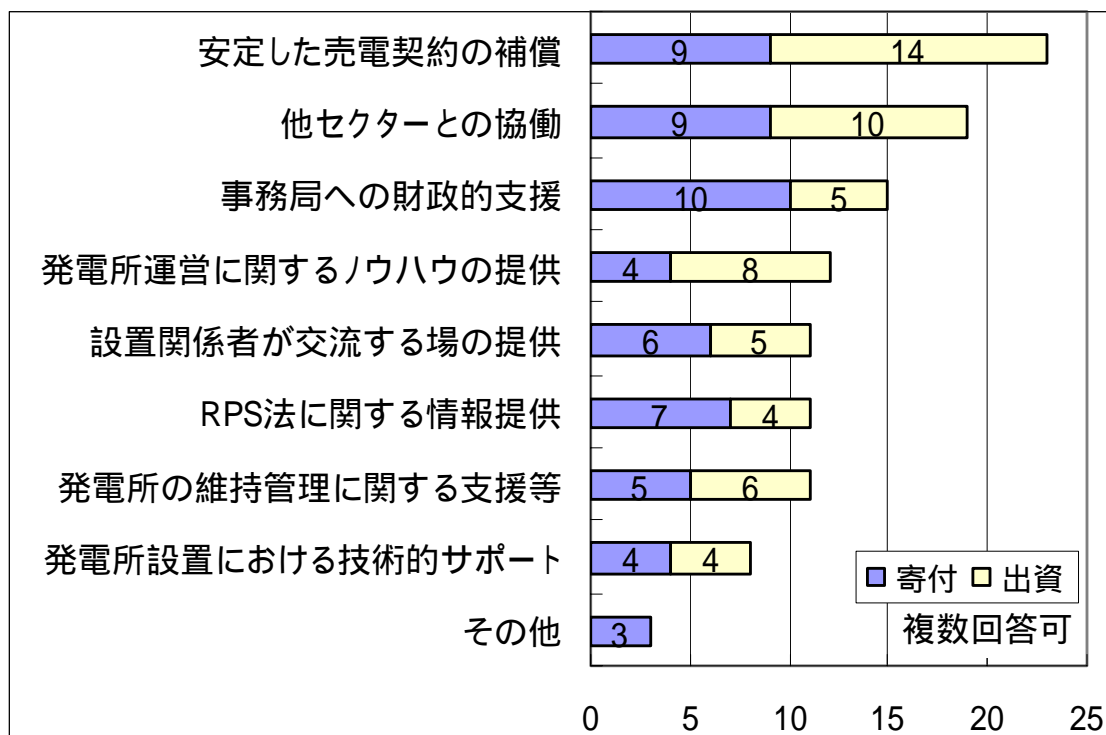
配当金 2400円 + 2600円 = 5000円



3) 共同発電事業に参加した動機



4) 市民参加型の「自然エネルギー」普及：これからの課題



自然エネルギーはローカルエネルギーであり、住民参加型が望ましい。
住民・市民参加が広がるような制度であるべき。

そのために

10年・20年、安定的に売電できるよう電気事業者に買取を義務付ける制度にすること。
現行法は買い取りが任意のため、電気事業者から「設備認定同意書」という高圧的な文書が持ち込まれる。NO!という「購入契約を見直す」という。

設備費用も、系統連携のための機器もすべて消費者持ち、さらに発電電力は電気事業者の新エネルギー導入量にカウントされる、設置者市民が実に弱い立場に置かれている。
こういう不平等をなくす制度に改正すべきである。

個人住宅の場合には、初期投資を軽減する補助金が設置の大きな動機になる。

共同発電所の場合には、発電原価保障制度（損をしない制度）の導入が普及の決め手になる。大儲けではなく、せめて原価が保障されないと自然エネルギーの普及が篤志家の範疇にとどまってしまう。デンマーク・ドイツ型の保障制度を導入し、『市民出資』を誘発する制度に改定するべきである。

何よりも

新エネルギーという名称を「自然エネルギー」に改定し、2010年には総発電電力量のせめて10%を自然エネルギーにする、と目標数値を大幅に増加させる必要がある。

そうすると、市民の関心も高まり出資者ももっと増える。

以上が実感である。